

平成30年 第4回沼田町議会定例会 会議録

平成30年12月19日(水)
午前10時00分 開会

1. 出席議員

| | |
|---------------|------------|
| 議長 9番 渡邊敏昭 議員 | 1番 高田勲 議員 |
| 2番 津川均 議員 | 3番 大沼恒雄 議員 |
| 4番 小峯聰 議員 | 5番 久保元宏 議員 |
| 6番 長原誠 議員 | 7番 鵜野範之 議員 |
| 8番 杉本邦雄 議員 | 10番 橋場守 議員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 金平嘉則君 教育長 吉田憲司君
監査委員 金子幸保君 農業委員会会长 辻則行君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | |
|--------------|--------------|
| 副町長 栗中一弘君 | 総務財政課長 菅原秀史君 |
| 政策推進室長 中野栄治君 | 農業商工課長 横山茂君 |
| 住民生活課長 嶋田英樹君 | 建設課長 村中博隆君 |
| 保健福祉課長 黒田美和君 | 和風園園長 安念昌典君 |
| 旭寿園園長 森田秀幸君 | |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

次長 三浦剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行君 書記 沼本次登君

7. 付議案件は次のとおり

| (議件番号) | (件 名) |
|--------|---------------------------------|
| | 会議録署名議員の指名 |
| | 会期の決定 |
| | 議長の諸般報告 |
| | 決算特別委員会決算審査報告（認定第1号） |
| | 決算特別委員会決算審査報告（認定第2号） |
| | 地方創生調査特別委員会所管事務調査報告 |
| | 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 |
| | 一般質問 |
| 議案第70号 | 平成30年度沼田町一般会計補正予算について |
| 議案第71号 | 平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| 議案第72号 | 平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| 議案第73号 | 平成30年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について |
| 議案第74号 | 平成30年度沼田町介護保険特別会計補正予算について |
| 議案第75号 | 平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 議案第76号 | 平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 議案第77号 | 平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について |
| 議案第78号 | 平成30年度沼田町水道事業会計補正予算について |
| 同意第4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 同意第5号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 請願第1号 | 日米物品貿易協定交渉に関する意見書提出を求める請願について |
| 意見案第4号 | 日米物品貿易協定交渉に関する意見書（案）について |

(開会宣言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成30年第4回沼田町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大沼議員、4番、小峯議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。平成30年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申しあげます。去る12月12日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局により今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算審査報告2件、委員会報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して3人6件でございます。更に一般議案につきましては、平成30年度補正予算9件、人事案件2件、また、議長に提出されました陳情、請願2件の内、1件につきまして上程するものとして意見の一致を見たところでございます。

以上、付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日19日から20日までの2日間とすることで意見の一致をみてございます。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から20日までの2日間に致したいと思います

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 19 日までの 2 日間に決しました。

(諸般報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第 3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(決算特別委員会決算審査報告（認定第 1 号）)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第 4、決算特別委員会決算審査報告。認定第 1 号を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

○委員長（高田勲委員長）それでは、決算審査委員会の報告をさせて頂きます。委員会の決算審査報告。平成 30 年第 3 回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(決算特別委員会 決算審査報告（認定第 2 号）)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第 5、決算特別委員会、決算審査報告、認定第 2 号を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

（高田 勲委員長 登壇）

○委員長（高田勲委員長）委員会の決算審査報告。平成 30 年第 3 回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告する。

（以下、決算審査報告書を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報

告は意見を付し、認定するものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(地方創生調査特別委員会所管事務調査報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、地方創生調査特別委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。高田委員長。

○委員長（高田勲議員）地方創生調査特別委員会最終報告。本委員会に付託された次の案件について、会議規則第77条の規定により最終報告をする。

[以下、調査報告書を朗読]

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本件につきましては、議員全員による特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し、委員長報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理する事に決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(金平町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）皆さんおはようございます。只今から一般行政報告を申し上げさせていただきたいと思います。

(以下、町政執行方針を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長（吉田憲司教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政執行方針を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。議員各位は10時55分より、全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まり下さい。なお、再開は午後1時と致します。

13時00分 再開

(一般質問)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。日程第8、一般質問を行います。町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。議席10番、橋場議員。沼田町の水道料金を細分化出来ないかについて質問してください。

○10番（橋場守議員）橋場です。沼田町の水道料金は基本水量が10トンで、基本料金2,311円・超過料金380円であります。基本水量を、高齢者が多くなりまして、単身で住んでいる人も結構多くなりました。そういう人に至っては、1カ月水を使っても、5トンくらいしか使わないと、だから何とか基本料金を何段階かに分けて、料金を安くしてもらえないかと、こういう要望があります。是非とも、まあ水については、この間の地震で見ても分かるように、水が止まつたら生活が出来ないということで、まさに水道というのは福祉に関係する内容ではないかと思うのです。それで、是非とも高齢者の、そしてしかも年金が下げられたりですね、福祉の問題でいろんな料金が高くなつたという中で、是非とも細分化してほしいと、深川市でいうと、規定水量が8トンというふうに、沼田より安くしてもらっているわけです。そういう点を、考えて頂けないかどうか、町長の発言をお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今議員がおっしゃるように、私どもの水道料金は細分化しておりません。今、深川市の例をお話になりましたけれども、例えば隣の秩父別はですね、福祉料金などを設定しないで、細分化していると、まあこうすると当然収入が減りますから、いろいろ見ると大きな赤字会計になっているということが生じますので、私どももご存知のとおり水道事業は、独立企業会計でございます。皆さんの収入で、この会計を賄っておりますし、今言ったように人口減少とかですね、給水収益の減少も、年々減少しています。ですから今後も水道事業会計といいのは、万が一のライフラインですから、きっちと整備をしなきゃいけない。こういった状況の中で、やはり安全安心な水を各家庭に供給するためには、適切な維持管理をしなければいけない。ですから、私ども1市4町でやっている広域水道企業団においては、耐震化の問題もあって、前にも説明しましたように、やっぱり長期的に設備の更新、水道管も含めて耐震化の、今プログラムの中で将来を見据えて、料金体系を今図っております。ですから、こういったことも考えれば、利用者の皆さんにやはり、公平に負担していただきなければいけませんし、消費税の問題をありますから、今後もこの料金の改定は、今後とも検討して行きたいなと考えております。でもやはり、私どもも一度内部でも料金体系の細分化の検討をしたことご

ざいます。することによって、いろいろと会計の問題が生じてきますから、まだそこまでは至っておりませんけども、そのことも含めてですね、負担をどうするかという問題も含めて解決していかなければいけませんから、議員の方でですね例えば、どのような水道体系が良いのか、具体的にもし案があればまた、お示して頂ければと思いますので、その辺いろんな方がいらっしゃいますから、5トンで良いと言われてもまた、違う人もいますから、これは難しいそれぞの、今39が例えれば福祉料金を設定しておりますけども、39戸にですね。ですから今後も状況を我々もみながら、この水道料金の問題を考えていかなければいけないのかなと思っておりますし、若い子育て世代の方からもですね、高いという話も我々聞いておりますので、その辺全体を含めて、高齢者だけではなくて、含めて検討し、その負担をどうするかという問題もやはり、今後皆さんでやはり論議していかなければいけない問題かなというふうに認識しているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）町の財政も大変だと思いますけども、実際には水源池が沼田町にありますね、その中で深川よりも高く料金を取っているということもありますしね、これは町長十分わかっていると思うのでね、是非とも再検討して頂きたいと思います。次に移ります。厚生クリニックの皮膚科の運営なんですけれども、月に2回厚生連から医師が派遣されて、しかも2回ですけど2日間だけれども、午後からの診療になっているんですね、ですから皮膚科の診療日だけはですね、受診者が内科、外科の方はほとんどいないのに、皮膚科だけの人がびっちりいると、で終わるのは、6時を回って終わるような時が何回もあるんですね、その間やはり待つてなければならないということで大変です。私も皮膚科にかかっているんですけども、2時間半から3時間待たされましてね、お医者さんの所に行って診てもらうのは、まあ3分とは言わないですね1分かその位で、ああいつものとおりですねと言って、それでぱっと終わって控室に帰っていくというような状況がほとんどなんですね。ですからやはり、院長が外科をやっていて申し訳ないけれども、内科の先生が皮膚科を診るというのはちょっと考えものですけども、外科の先生ですから午後は休診してね、外科の方を休診して是非、皮膚科を共同で診てもらえるような、そういう話を町長ひとつ交渉してもらえないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの私どもも、何回か見たこと也有ってですね、5時、6時までかかっているという話を聞いていますし、病院としてもですね、その辺の問題は、意識をしているところでございます。現、皮膚科に来いらっしゃる先生は、もう定年をした方でございまして、沼田町だけでなく、道北のいろいろな厚生連の病院を、例えば苦前とか美深とか何カ所かを回っていますから、本当にこれがあ

と何年続けられるのかという、ちょっと高齢の方ですので、います。それで、4～50名が利用されるということで、そういった状況、大変ご不便をおかけしている状況だというふうには聞いております。これを何とか解消するためには、クリニックで今、来年の4月ぐらいからですね、事前予約制をしたいなど今検討しているところでございます。それがうまく機能するか、今いろいろと住民周知とかも含めですね、そういった予約制にして、例えば来た時に次回の予約をして帰るということで、今、どうやってそれをやるのが良いのか、いろいろと検討している所でございますので、ちょっとそれによって多少は、緩和され、待ち時間が短くなるかもしれません。でも、その人によっては診察時間が長くなる場合も、議員のように1分2分で終わる人もいれば、長い人もいますから、そういった状況で今準備をしているっていうことで、ご理解いただければというふうに思っています。それで現状としては、掛け持ちで回っていますから、これ以上沼田クリニックの月2回から3回というのは、これを増やすことには現状としては困難だというふうに聞いております。それでまた今、外科の先生という話もありましたけれども、それは出来ないというか、基本的に多分しないと思いますので、これは外科の先生がどれだけ知識を持っているか、あれですけども、これは無理だとご理解いただければというふうに思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）確かに外科の先生でも皮膚科の仕事に医療の制度の関係でね、できないのかもしれないけれども、田舎でもし、外科の先生しかいないとなったら、実際にはそこで皮膚を診ているはずなんですよ、ですからそういう点でちょっと厚生連と相談して、院長本当に申し訳ないけどね、皮膚科の人達がずっと座っているけど、外科の待合の所には、ほとんど人がいないとかね、まったくそういう状況なんですね、何かもったいないような感じもするしね、何とかその辺り出来ないか検討してみて、進めていただきたいと思います。では次に。

○議長（渡邊敏昭議長）回答は良いですか。

○10番（橋場守議員）要請しておきます。是非ともやってほしいと。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）消費税に対する反対の表明を是非してほしいという立場で質問いたします。以前に消費税の問題を取り上げたら、町長は消費税は福祉のためにどうしても必要な税金だという意味のことの答弁ありました。しかし、調べてみましたが、この30年間、丁度30年になるわけですね、1989年から消費税は始まりました。この間の税金の中身を調べてみると、法人3税の大企業が納める税金ですよね、この税金を計算すると莫大な減税を行っています。30年の累計をすると、この法人3税の減収額というのは291兆円だと資料によって調べられて

るということなんです。この間の消費税はいったい、どれだけ負担させられているかというと累計で、372兆円。大部分の額が、291兆円という額が消費税によって埋められているんですよ、税金というのはやはり払える人から払ってもらうのが当たり前だと思うんですね。総合課税といって、収入の全てを所得税として計算すると、まだまだ大企業からの税収というのは入ってくるわけですから、この辺りをきちんと国に対して地方からどんどん声を上げないと、政治は変わっていかないと思うので、是非ともそういう立場で、国に対して声を上げてほしいと思います。今度、来年の10月から新しいやり方で、消費税が取られていきます。それを見たら、まったく。これ、国税庁から出した資料なんです。これ見てもなかなか分からぬんです。そして、インボイス制度というのがありますと、これは適格領収書をきちんと付けなければならぬというのがありますと、これをやられると、年間1千億円未満の事業量しかやらない事業主というのは、今免税に、消費税を払わないでも良いようになっているんですね。ところが、その人たち、今はそうやって消費税を、仕入れる時に全部払っていますから、その後の自分の売り上げで出た消費税は払わないでいいようになっているようです。ところが、今度このインボイス制度ができましたら、その税金を消費税を納めている業者が、この免税事業主から何か買ったりした時の、差額の税金を差し引いてもらうということになるんですね。そのためには、免税業者事業主から領収書をもらわなければならぬ。そうすると、今まで税金を払ってなかった免税されている小さな事業主というのは、それを作る正式な領収書を出すために、いろんな機械を買ってやらなければならぬという、こういうひどい中身なんですね。しかも、皆さんもご存知のとおり食堂に行って、惣菜、おかずを売っている所に行って物を買うと、家に持ち帰ると税金は今までの8%で良いと、ところがそこで椅子があったり、座って食べたら10%取られるとかね、こんなひどいめちゃくちゃないろんなことがあるんですね。もし、そんな事をするんだったら、税金を負けたり、まだいろいろ制度あります。そういう事をやるんだったら初めから取らないで、ちゃんと税金の納めれる人から、きちんともらうと、そういう事で消費税はやめるべきだと、こういうことで是非国に対して、要求してほしいと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）私も以前申し上げたように、この消費税の問題につきましてはですね、国の中で三位一体改革の中で、これをやるというふうに方針を決めていきますから、国の方で、それを何回か、3回に今伸ばして、現在、来年の10月に実施ということになっています。まあ、議員がおっしゃったいろんな制度の、来年10月の軽減税率とか、いろいろな今5%還元とか言われていて、私も何が何だか分からぬ状況になっていますけども、今後増大する社会保障費、医療とか厚生年

金、それから年金問題それから、福祉の問題とかですね、やはり高齢化に向かってですね、これが社会福祉費に充てるべき財源がとんでもなく多くなってくるということで、これは議員もご存知で、医療費も何十兆円か、相当前後も膨らんでいくだろうという状況になっていく中ですね、これを改善するためには消費税を上げるということで今、国の方で進んでいると、ですからその財源を使ってですね子育て政策とかいろんな形で今、保育料の無料化の話も出ていますし、いろんな形ですね国の難局を乗り越えていかなければならないという状況でございますから、私としてもこの消費税の問題につきましては、速やかにきちっと決められたとおり実施されるのが、今後日本の今の現状を維持していくには必要かなと私は認識しております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）もちろん、それは分かりますけれども、消費税を福祉のために使うといわれているけど、さっき読んだ通りですね、大企業の法人3税というのが凄く減額されているんですよ、昔は例えば貯金の利子ですね、これは総合課税でやられていた時には、一般庶民の人はほとんど利子を足しても税金の対象にならないくらい生活賃金が安いわけです。その人たちは、その時には貯金の利子やなんかは、確か50%だったと思います。総合課税で自分の所得と利子を合わせて税金を引かれていたんですけども、それを分離課税にして、分離課税にしたおかげで貯金の利子の税金の利子が、がくっと下がったんです。だけど我々が貯金してほとんど、1,000円か2,000円の額でも今、分離課税で税金取られますよね、こんな馬鹿なことがどんどん進められてきたという、こういうことを改善せよという事を私たちが声を上げる必要があるのではないかという立場と、それからですね、これから新しい防衛計画で、5年間で27兆円の軍事費を使うんです。日本は憲法9条によって、軍隊を持たないと、軍備も持たないとはっきりなっているんです。それが、軍備がどんどん増えていっている。それからですね、アメリカのトランプ大統領が日本の首相に対して、もっと兵器を買いなさいと、買ってくれと要請をされて、それこそ値引きも何もない言いなりの価格で軍備を買わなきゃならないという、そういう状況になっています。これらの事に対しても私は、沼田町で町長が一番政治の問題では詳しいはずだから、そこら辺をきちんと研究して、あれなんですね、北朝鮮がああやって盛んにロケットを上げたんで、今までいつロケットが飛んでくるか分からないからということで、軍備拡張を一生懸命言っていたけども、それが今度のトランプ大統領の首脳会談やって、非常に良い方向に向かっていけばですね、そうすると中々北朝鮮の問題で軍備は増やせない、今度は中国がおかしいという事で、軍備を増やすための口実になって、アメリカと一緒にあって軍事演習を始めていますよね、こんなこと絶対にやってはならないと思うのです。軍備があ

れば必ず戦争が始まるでしょう、戦争になったら絶対に安全な場所って無くなりますよ。だから、何が何でも日本の憲法そのものをはやり、世界中に広めていくということが、日本国民にとって一番大事なことで、そういうことをしっかりとわきまして、是非消費税は貧乏人から取るのではなくて、例えば憲法でもって生活保護を受ける人達がいるんです。これは、最低生活を保障するとなっているわけですから、この人たちから税金を取るんですよ、そしたら憲法で保障された最低生活そのものを消費税で壊していると、こういう状態になるんですね。これを是非とも、そういう立場をしっかりと考えて、消費税は是非ともやめてくれという立場に是非立ってほしいと要望します。

○議長（渡邊敏昭議長）町長、如何ですか。

○町長（金平嘉則町長）先ほどの答えと同じですが、これはきっと我々が納めている税金をちゃんと国が使っているのを見ることも監視することも我々の仕事でございますし、納税するのも我々の義務でございますから、きっとその辺の税制問題、いろいろおっしゃいましたけど、細かいことは別としてですね、税がきっと公平に使われ、そして我々の生活に使われるってことは、我々きっと監視していく必要があると思いますし、いろいろな問題があるかもしれませんけども、それぞれの問題につきましては、きっと来年の10月に運用されることが、私の今きっと監視していきたいなと考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）まあ、何回言っても変わっていかないのかもしれませんけども町長、憲法9条では軍備を持たないと、自衛隊を持たないという事を言っているんですよね、このことは町長正しいと思いますか、これを広めていきたいと思っているか。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員、それは主旨から離れています。質問の趣旨から離れています。消費税に絡んだ質問でやってください。

○10番（橋場守議員）えっ、消費税がそこに使われているわけだから、そういう点ではどうですか。軍備のためには税金使うなということは出来ませんか。

○町長（金平嘉則町長）議長、質問に無いので答えられません。

○議長（渡邊敏昭議長）質問内容とは違うので答えられないということです。

○10番（橋場守議員）そうですか、同じだと思うけどね、では終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）次7番、鵜野議員。冬期間の大規模停電に備えは出来ているのか。について質問して下さい。

○7番（鵜野範之議員）はい、議長。7番、鵜野です。私の方からは、この冬の関係について備えが出来ているかという事で質問させて頂きたいと思います。まず第1点目、冬期間の大規模停電の備えについて質問させて頂きたいと思います。今回

の議案の中に、補正で防災用品の補正が加わってますし、そういったことで町長の報告の中にも、前回のブラックアウト時の改善策がされているという内容があったので、それらについて改めて詳しく聞きたいなというふうに思っております。胆振東部地震から3ヶ月たったわけですけども、実際私たち地震があって停電になって、あんなに2日も3日も長い停電が続くというのは初めての経験でしたし、こういうことがあるんだなというのが改めて知ったわけなんですけれども、あれが冬であつたら大変な被害があつたのかな、暖を取ることも想定してなかつたですし、そういうことが今すごく9月で良かったなというのもおかしいですけれども、幸いしているのかなというふうに思っております。そんな中で、道内の電力事業は、今も老朽化した施設をメンテナンスしながら綱渡り状態で電気を送っているというような内容も聞いていますし、またこういった災害が再度起きたときに、どうするんだということで町民の方はこの冬を迎えて、前回のような大規模停電になった時に、どういうふうに対応したら良いのだろう、前回どうだったんだという事が、なかなかしっかりと聞かされていない部分がありますし、そういうことについて町長のお話を聞きたいなというふうに思っております。それで9月6日、ブラックアウトにおける公共施設、例えば老人施設だとか、学校施設、小学校施設、その時の停電の状態の時にはどうだったのか、自家発電がなされていたのか、どこに自家発電でどういうふうになっていたのか状況についてお聞きしたいのと、例えば避難所それぞれ何カ所もあるんですけども、そういう所にはそういう設備がなされているのか、この冬もし、そういう所で、避難所でそうなつたときに、そういう部分で暖がとれるようになっているのか、どういうふうになっているのかということが非常に心配されている方が、たくさんいらっしゃいますので、こういった状況についてもお聞きしたいですし、今後どういうふうに準備していくんだということも含めて聞きたいというふうに思っております。この9月6日時における各市町村の中で、179市町村あるわけですけども、72時間の燃料備蓄がされているのが77市町村しかなかつたと、あの99は、それ以下で、3市町村は全く自家発電の設備は無かつたというようなことも聞いていますし、沼田の事情はどうだったのか、他の施設はどういうふうに考えているのかという事をお聞きしたいなというふうに思っております。それから行政でやる事という部分については、こういった事かなと思うんですけども、自分たちで自分たちの、そういう状況から対応していかなければいけないなというふうに思うものもあるんですけども、町長は町民に対して、どこまでの準備だとか、することを町民に望んでいるのかも含めてお聞きしたいなと思いますし、特に老人世帯については、万が一こういった事態になった時に、どうしらたよいかというシミュレーションが出来ているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）行政報告にも書ききましたけれども今回の、豪雨災害と地震による全町停電、停電は全道でございましたけども、本当にそれらに関して、今議員がおっしゃるようにですね、これが冬だったら大変だったなというふうに、我々もそういう想定では誰もしていなかったかなというふうに思いますけども、やはり災害に対する、やはり一つの見直すきっかけになったんではないかなというふうに思っております。これらの災害の検証につきましては、役場の中で何回もですね、今回のいろんな役場の対応いろんなことも含めてですね、役場の中で役割分担とか連携、飲料水の確保とか避難所の設備などについてですね、役場の中で各課も全てですけども役場全体でも会議を行って、その検証を行いました。その中で、自家発電の状況につきましては、今議員がおっしゃったように私ども役場と消防事務所につきましては、以前に役場の改修の時にですね、消防に自家発電装置を設置しましたので72時間の自家発電は沼田町は役場庁舎と消防庁舎の所にはあります。そういうことで、今言ったようにですね、本当にそれが4年前に皆さんに説明してですね、ご理解頂いてそれを設置したという事でございますから、本当にこれは他の町で無いものが、私どもの町で対応できたという事でございます。残念ながら役場以外のですね、例えば「ふれあい」とか「ゆめっくる」とか、「和風園」などについては、現在のところ、自家発電設置はございません。今、新年度に向けていろいろと検討しなきゃいけないということで、今検討していますけども、今回の事で業者もいろんな、全道のいろんな施設も含めていろんな検討をしていますから、なかなか今業者の手が回らないという状況もありですね、順次今、あり方について検討しているというところでございます。私ども避難所にはですね、最低限の電力分、これは照明程度でございますけども、各発電機を1台設置しております。お蔭様で燃料につきましては、町内のスタンドが自家発電能力を今年の春に設置しましたから、そのスタンドから優先して、いろんな役場の庁舎だとかを含めてですね、給油できるという体制になっております。そういう事で今、十分ではございませんけども当初予算でも発電機とか投光器とかストーブなどを購入したりですね、今回の補正予算の中で、非常食とかランタンとか電池などいろんな衛生品も含めてですね購入する補正予算を提案させて頂いているところでございます。町民に対してですね、これは防災につきまして、自助共助公助のそれぞれの備えが必要であるという事で、全町停電後の9月13日に区長発送で、災害発生に備えての用意という事で、やっぱりこういった時期に意識して、我々も全てが行政が町民全部をカバーすることは不可能でございます。そういう事でですね、自助の考え方についてですね、最低限度やはりこういった日頃から備えをしてほしいという事で、議員もチラシをご覧になったかと思いますけども、当然、思いますけども、懐中電灯、ランタン、携帯

ラジオとか電池、それから非常食品、飲料水、カセットコンロとか、ガスとかですね簡易暖房機、カイロその他の物を用意して頂きたいという形で周知させていただきました。私も防災のしおりも各戸に送付しております。ですから、そういう事も含めてですね、やはり住民の皆さんにも、これらを用意して頂かないと100%やはり、順次やはり全ての方にサービスをすぐ一斉に届けることは不可能でございますので、そういう形で弱者の方も含めてですね、そういう方にはすぐ避難所に集まつてもらう、そうでない方については最低限でも2日から3日、備えをしていただいてですね、対応して頂きたいという事で、その辺のチラシを啓蒙させていただいたところでございます。ですから、まだまだ十分でないという認識でございますので、それらについてもまた、再度ですね予算もありますけれど、きちつとこのような対応に、100%は無理ですけども行政ができることにつきましては、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）ある程度災害に向けては個人でやれる範疇というのは中々難しい所があるのかなというふうに思っていますし、ある程度はやはり行政主導で、ある程度やっていかなければならない部分があるのかなというふうに感じております。特に、公共施設についても避難所を含めながらの部分もありますし、また、お年寄りの施設という部分では、やはりこの冬無しということにはならないと思うのですね。それを、町の財産の中で全部キープしていくというのも中々難しいという部分で、聞くところによると建設会社から発電機を借りてくるだとか、そういう準備も含めながら、緊急措置をとりながらやっていく必要もあるのかなというふうに思ってますし、出来る限りやはり公共施設全てにおいて、何かあった時に関しては、そこに自家発電が無いとするのであれば、やはりそういう準備も必要かなというふうに感じております。特にこういったことを調べていると、自家発電の無い、例えば避難所ですと、例えば公共車、公共の車、今のハイブリッドカーを使うと、電力とテレビと暖をとれるのがガソリンが満タンだったら1日持つだとか、そういう補助的な部分もありますし、そういう補助的な部分ででもカバーしていけるのかなというふうに思いますし、そういう事が更に必要かなというふうに考えております。特にいろんな物を装備していくと、本当にどれくらいのお金をかけながら装備していかなければならぬのかという部分では、非常に難しい部分があるんですけども、これ例えば町長のおっしゃったように、ある程度のシナリオみたいな感じで、被害をこう設定した時に、どういうふうに起こるかっていう事を中でやっていると、わりとそれがその有事の際に役に立っていくのかな、それは全然お金がかかるわけではないですし、そういう訓練というのも必要かなというふうに思うんです。例えば、大寒波で大規模停電が2日以上続いた時に、何が起こるんだろう

っていう問題を出した時に、どういうことが起きるんだという想定を考えながら、その想定をどうするんだ、例えば除雪車が回るのか回らないのかとか、その時に燃料どうなんだとか2日分だったら除雪できるだとか、そういう事の訓練というのも今後必要でないのかなというふうに思いますし、そういう事の準備を万全にして頂きたいなというふうに思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）今議員がおっしゃったことは、もっともなことでござりますので、今回のハイブリットカーから電源がとれるとかですね、いろいろとその後、例えばセイコマさんがそういった形で運営してこの間、表彰されましたけれども、そういう事で今回いろんな知恵が出されましたので、先ほど言ったように住民の皆さんも、そんな形で出来る方はやって頂くし、我々も、まあ今回は一斉だったので例えば発電機ですか、先ほど出ました水の、広域水道企業団のポンプアップの所も3台業者から発電機を借りた。これは、たまたまあったというだけで、その辺で一斉にやると全部発電機は取り合いになりますので、そんなことも含めて、それから今のシミレーションのことも含めてですね、これは我々としては行政がやるべきことはきっちりやって、できることは早急に施設の整備の含めてですね、いろいろ検討してまた議会の皆さんに提案していきたいと考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）何分起きるか起こらないか分からないことなんで、なかなか難しいんですけどもやはり、お年寄りの施設ですか、お年寄り世帯が一番その時に大変なのかなというふうに思いますので備えを十分して頂きたいと思います。この件については以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。再度、お聞きしますかその点。

○7番（鵜野範之議員）次行きます。次に、冬道の立ち往生対策には防雪柵が必要だという事で質問させて頂きたいと思います。最近知ったんですけども、国交省は今年の冬から、気象庁が警報を出すレベルの大雪の際に立ち往生する恐れのある国道や、高速道路の区間で全ての車にタイヤチェーンの装着義務ということが決まったそうですね。それで今年については20区間で、来年度以降については、200区間に広げながら徐々に区間を広げていくという事でチェーンを装着できる場所が出来次第どんどん増やしていきたいなというふうな内容なんですけども、もしこれでチェーンを付けないで立ち往生すると、道交法で6ヶ月以下の懲役又は30万円の罰金ということが科せられるそうです。北海道では今、峠を中心に考えているようですが、今回はなかなかその想定が出来ないという事で見送られ、今年については見送られたようなんですけれども、そもそも北海道でスタッドレスタイヤを履きながらチェーンを着けて走らなきゃならんということ自体がこの法律 자체が

どうなんだろうかなというふうに思うんですけども、基本的には立ち往生の原因というのは視界不良によって見えないから止まってしまうというのが、北海道の立ち往生の実態かなというふうに思うんですよね。で、そうであるんだったら防雪柵の設置をすることが効果的なんだろうなど、こういう道路交通法が云々というよりは、まず先にそういう事が必要なんだろうと私は思っております。で、本町においてしたら、どうなんだとなってくると、やはり毎回出るようですが沼田・秩父別間、これが一番道路を走りながら見ずらくて毎年そこで多くの方が道路に飛び出てみたり、そこでぶつかってみたり、立ち往生したりということで非常に危険な区間ではないかなというふうに思います。なかなか防雪柵の設置を望む声が多いけれども、なかなかそれに取り組めないという内容も聞いているんですけども、今回こういったことでチェーン規制まで出てくるようだと、更にこういったことで、この沼田・秩父別間においては、防雪柵の設置を道の方に要請していってほしいなというふうに思うんですけども町長どうでしょうかという事で質問させて頂きます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）その沼田妹背牛線、これは何年も前からですね議員さんの方から質問があって、毎年のように道に対して要望しています。問題は、この妹背牛線が秩父別町を走っているという事でですね、道の担当の部署がですね、この設置について一度予算化をしたんです。だけども当時その秩父別の沿線の方がなお一部の方が反対をされてですね、それが出来なくて予算の執行が見送られたと、ですのとでこれ一回見送られて再度復活というのは道の中でなかなか厳しいです。予算の付け方としてはですね。その後も道としては、いろいろとこれは25年から地元で説明会を開催して、いろいろと協議したり、試験をやりたいという話もあって提案したとか道としても地元に対するいろいろな働きかけはしてます。私どもも、事あるごとに話をしていますけども、なかなか地元の理解が得られないという事で、北海道としても難儀をしているという状況でございます。これは毎年我々、話をさせて頂き報告を受けております。そういう中で、青色の矢印の、皆さんご存知の最近増えているというのも、お気づきかと思いますけども増えたり、除雪における路肩の雪山を低くすることで、吹き溜まりを軽減するとかですね、いろいろと工夫しているという形で聞いております。ですから今後も地元の協力を得られるような、いろいろなことを検討してですね、実施をしたいという意向は道としては変わっていませんので、そこを何とか我々もそのことを要請というか、お願いし続けていきたいと考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）今回特に、こういった事が国交省からそういった渋滞対策

という事で、うち出されているので、これを機にというか一氣にしていかなければ、なかなか難しいんだろうなというふうに思っているんですよね、そうで無いとするんだったら沼田町から深川に行く時に、わざわざどこかでチェーンを着けて、帰ってきてチェーンを外してというスタイルにもなりますし、それが今の立ち往生対策なのかといったらそうではないんだと思うんですよ。だから、今までのそういう経過は十分わかるんですけれども、今回なんとかこれを機に、来年あたりででももうそういう防雪柵を付けていくような格好の中で運動してもらいたいなと思うんですよ。特に2、3年前、お年寄り方75ちょっと過ぎの方だったんですけども、風吹の時にやはり、そこを走っていて前が見えないから止まったと、その後、後ろから車何回もこう抜かして行くんだけども、自分の車見えなかつたら困るのでと、道路から降りて今度は、10分か15分くらい自分の車がここにあると誘導してらしいんです。そういう非常に危ない状況というか、お年寄りにしてみれば、自分の車がここにあるよと親切心でやってくれているのが、万が一それが分からなくて突っ込んできた時に、大きな事故にもなりますし、その時は車の中から出ない方がいいよっていう話もするんですけども、そういう事というのはちょくちょくやっぱり、この道路区間で見られるんで、今までの事情は事情として分かるんですけども、早急にそういう中で防雪柵を付けてもらうことの要請を願いたいなというふうに思います。

○議長（渡邊敏昭議長）再度、はい。

○町長（金平嘉則町長）当然私ども、それについてはですね、要請していますし、やはり地元の理解をどうやって得られるかというのも問題ですので、その辺も我々も根気強く訴えていきたいと考えております。

○7番（鵜野範之議員）はい、終わります、したら。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次5番、久保議員。金平町長の政治手法を問うについて質問して下さい。

○5番（久保元宏議員）5番、久保元宏です。金平町長が生まれて8年、久保議員が生まれて8年、2期8年同じ政治家8年生の同級生として、このタイミングで金平町政の政治手法を問うを質問したいと思います。この件に関しましては、私も勿論通告しますが、渡邊議長が通告して最終的には取り下げましたが、町長も説明員の課長の皆さんも分かっていると思います。その件も、津川先輩が久保と同じだから一緒にやれやという事で、それも含めて代表質問のつもりで質問させていただきますのでよろしくお願ひ致します。8年前に私が議員になった時に町長は、いわゆる町民を大切にという事で、私もなるほどという事で一緒に議論させて頂いたことを思い出しております。私が、スピード感をという事で、蛾バスターズを作ったり、ご飯給食を云々ということでやっている最中、今現在まさしく町長がスピード

感を持って矢継ぎ早にいろんな事業を実現、現実化されている。そのことに関しては、多くの町民も関心を持っていますし、私自身も町長の手腕に関心を持っている者の一人でございます。例えば8年前に、ご飯給食をという事で私が申し上げたところ、金平町長は1期目にして実現されました。多くの保護者の方達も町長の、そのスピード感のある政策に喜んでおりました。私も当時、PTA会長、同窓会長の立場でそれを耳にして喜んだものの1人です。ただ、そこには沼田町から給食センターが無くなるというような事が一つ条件として入っておりまして、町長にこの時は議論したんですが、私の考えるご飯給食というのは、稲作の町、沼田町の食育センターとして子供たちに寄り添ったきめ細かい機能として、そこから沼田町のご飯を小学生中学生に食べて頂く、そういうようなことだったんですが、いかんせん合理化が優先されたんではないかという印象を持っております。で、当時は気付かなかつたんですが、あれから8年経って当時の合理化と現在の町長の行っている政治手法というのは、どこかで結びついているんじゃないかなというのが今回の質問のことを考えた私の主旨でございます。つまりその合理化という事は、確かにコストの削減その他で大事なんですが、そこで失われている物もどこかにあるんではないかと、それは私は町民、沼田町のアイディンテティーがそこである程度犠牲になって、そこで合理化ということが優先された事業になっているんではないかと、例えばまさしく議論中の火葬場の問題も、そこにあるかもしれません。ボイラーマンがないから火葬場を無くす。では厚生病院にいたボイラーマンの方に働いてもらうのはどうかとか、沼田町には生まれる場所もないし、入院する場所もないし、遂には焼かれる場所もないのかというような、まさしく合理化とは全く真逆の、非合理的な議論に対して立ち向かう事もどこかで町長の立場で、正しく政治手法として必要だったんではないかと、そんなことを思っています。個別の事業に対して議論するのではなくて、政治手法として伺って頂きたいんですが、今建設中の子育て交流広場のニーズ調査に関しても、事前にイベントにいらっしゃった方にこのような施設は必要じゃないですかと聞けば、いらっしゃった方は、いいですね、楽しいですね、行きたくなりますよとなりますが、果たしてそれがいわゆる町民を大切にした全町民のニーズ調査なのかと、他の選択肢は議論されたのか、更には限られた予算の優先順位として如何なものであったのか、個別の一般質問では無いので照会程度にしますが当時我々議員会の中で議論されたこととしては、今現在夫婦で共働きの方が多くいらっしゃいますし、これからも増えそうだと思います。かつては、共働きの方は貧困その他の理由だったんですが、現在の共働きの方っていうのは、文化的に二人で働くことによって労働という文化生活をそれぞれの夫も奥さんも共有して、そういう家庭を子供も含めてやっていくというそういう時代であるし、認定こども園があることによってニーズが発生した時に、そこであえて地勢学的に離れた

ところに作るのは如何なものかと、保育士さんの問題もあります。広域入所は無理だという、他の町からの入所も厳しいという議論もあります。で、そこに関して我々も議論しているとこに、国から保育の対策費がある程度来るようになつたという議論で一気に方向転換といいますか、そのような印象を持ったところでございます。まさしくここは、合理化によって政策を進めることと、そのことを後押しするような国の政策を、いい意味で利用することによって、いい意味で補助金を頂くと、そこによってまた、片一方では失われつつある物もあるのではないか、そこで町民はどうのうなかと言えば、これは後ほど議長の一般質問を私も使わせていただきますが、町長肝いりのふらつとトークなどが閑散としている現状が一方にあると、この3点ですよね。一方で合理化を町長は一生懸命やって頂いている。そしてもう一方では国からお金をもらって頂いている。しかし、いわゆる町民のために、今いる町民を大切にと言って8年前にスタートさせたその足元が実は、寂しくなっているのではないかと、この3つというのはバラバラでなくて、どこかで町長の政治手法、政治文化として共存しているのではないかと考えています。それではまた、もう一つの例をあげれば、このスピード感を持った事業の一方でJR問題に関しては、まるで町民が諦めるのを待つかのように、ノロノロ運転です。2年前の、この12月の定例議会でも私はいろいろな提案をさせて頂きましたし、具体的にこういうことはどうですかという事も含めて町長と議論をさせて頂きました。ところがまだ、留萌の市長が決まっていない、他市町でまとまっている云々で、なかなか前に進んでおりません。これもやはり、国の事業と、国の政策と同じ方向でない場合は、なかなかスイッチが入らないのではないかという印象を持つてしまいます。町長は総じていえば国のテーマである例えば地方創生や、コンパクトエコタウンなどの事に関しては、他の市長さん、町長さん、首長さんと比べてもいち早く調査をし理解し、実現化されてきました。繰り返しますが、やはり国の事業を沼田町に持ってくる能力には長けております。そこに関しては、私も感服しておりますし、多くの町民が信頼を持つ根拠にはそこはなっていると思います。これらによって具体的に沼田町も大きく変わってきたと思います。しかし一方では、国のテーマでなければノロノロ運転になる。もし、国のテーマであれば町民のニーズも国のテーマに沿うように結果に導く。今、町長に必要なのは、国のニーズに応えるだけではなくてベクトルを逆方向に向けて、町民のニーズを国に伝えて更にそれを予算化し、それを町民や議会や役場の職員と共に汗をかく、その方向が必要ではないかと考えます。合理化、そして国のニーズ、それに対する町民のニーズ、この3つの三角形のバランスとして考えてみたところ町民のニーズに対する町長の関心度がどこかで薄くなってしまっているのではないか、そのことに関して町長の政治手法を伺いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）質問を聞いて印象、ちょっとがっかりさして頂いたというか、物の本質についてですね、まあ合理化、合理化と言っていますけど、やはり町の財政、町を今後維持発展させていくためにはですね、ある程度そういった合理化ではなくて、その財政の健全化と将来の町の負担のことを考えればですね、やはりある程度の整理統合というのは、やはり必要だから、給食センターも持っていくし、今共同でやっていますし、火葬場についても今後の維持管理を考えればですね、火葬場も一つにするというのが、私は合理化という言葉を使いたくはございませんので、まあ議員がおっしゃるのについては、それはそれでいいんですけども、合理化をするためにやっているのではございません。私どもがいかに今後の町の財政、人口規模、それから将来の事を考えるとやはり共同で出来るものは共同でやって、それで浮いたお金をですね、ちゃんと町内のいろんなものに使えるわけですから、その辺取捨選択をしてやっていくべきかなと私は思っていますし、そのようにやって、現在そのような効果も出ているという事でございますから、これを今ずっと給食も単独でやる火葬場も単独でやるといったら、将来負担はとんでもなくなる。その辺のシミレーションは、多分久保議員もなさっていると思いますけども、私どもは十分にその辺のシミレーションをして今後の町の中で守るべきものは守っていく、これはしっかりと守っていかないと町が町で無くなっていくと私は思いますので、それは久保議員がおっしゃる合理化という問題は、私はちょっと納得はいきません。それから、国のテーマ、国のテーマと言いますけれども、私どもも例えば今の町づくりの中心である農村型コンパクトエコタウンについても、これは国の要求に応じてこの事業をやっているわけではなくですね、これは私どもが病院を存続させて医療体制を守りたい。それで町民のいろんなそういった要望を国に訴えて、そしてこれは商業施設もそうです。ですから今後町として、この医療と福祉の問題それから買い物難民を防ぐ問題についても、我々の町としてこれが必要だというのを国に訴えていって国が沼田町の存続のために、それはやっぱりこういう形で必要だという形で国が認めていろいろな事業をやって頂いたという事でございますから、この安心センターについても地域再生計画ご存知、お話しましたけども国の地域再生計画にのっとって私ども、その制度に私ども逆に提案をして国にこういった私どもの町の状況を説明し、それが国が認定してから、だから私どもの地域再生の事例としてですね沼田町はちゃんと事例集に載っています。地方のアイディア考え方をいかに国がそれを認めてこの事業化をしています。ですから、国がやれといったことを私どもがやっているわけではありません。それはちょっと勘違いしないでほしいと思います。ですからそういった意味で、我々としても役場全体としてですね、議員の皆さん方からもいろんな意見を伺って、それを政策として国にぶつけてます。です

からそれは、そういう時には国の制度に乗つかってますから、ですから、今の安心センターも、あれは元々国の補助金が無い施設です。どうやっても国の補助がもらえない施設です。それを何とか私どもが話をして、国の再生計画にのっとりそして、補助金を戦略交付金をもらったという事ですから、その辺は今、国のテーマどうのこうのと言いましたけども、その辺をちょっと上手く切り離して考えて頂きたいなというふうに思っています。そういった事でございまして、基本的には私どもの町を存続させるためにいろんな問題がございます。そういった問題を私どもは、を中心にまた、役場職員を中心にですね、町民の皆さんいろいろな意見を聞いていろんな政策を出しています。ですから、そういった意味でですね、本当は今回の乗合タクシーについてもですねいろんな意見を聞きながら制度を変えながらここまで来ております。ですからそういった事ではですね、決して我々が皆さんの声を無視してやっているわけではありませんし、きっちとそれを反映させてこの事業を行つて今、ある程度の成果を得てます。そういったいろいろな取り組みがやはり評価されてますので、今後ともこういったことも含めてですね、皆さんの意見を大切にしながらこれをやるというのが私は姿勢としては変わりませんし、議員がそれが不十分だといえば我々が、私ももっと汗をかかなければいけないと思いますし、しっかりとやって沼田町を存続させていきたいと考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）そこで金平町長、町民と対話した町政が出来ましたかということに関して、町長が最後の方で広聴について説明して頂きましたけども、地区懇談会などを見ても参加者が減少したり、いつも顔ぶれが同じだったり、どうしてもマンネリ化してきたように思えます。これが多くの議員の実は思いです。それで私の考えなんですが、人間というのは自分の得意な所に弱点が出るような気がします。町長は、ファシリテーターの資格を持っていて、ワークショップ。ファシリテーターというのは数人のグループの中でリーダーになって皆さんの意見を引き出すというような政治活動、政治手法のことをファシリテーターというんですが、そのファシリテーターの資格をもってファシリテーターが得意なので8年前当選された直後に確か、ふれあいの2階でしたかね役場職員中心でワークショップをやって、新しい風が吹いて私も参加させて頂いて感じておりました。その時は町長が中心になっていろいろな事をされていましたが、スタジオLの批判をするわけではないんですが国からスタジオLがいらっしゃってファシリテーターをスタジオLの方がやった時が、どこかそこが潮目だったような気がします。本来であれば町長なり、役場の人なり議員の我々も含めて、町民がファシリテーターになって、みんなの意見をあげていくべきなんですが、外部から来た方がファシリテーターになって我々の意見を引き上げていって、我々の意見をまとめるというよりも、どこか我々の意見

をどこかに持つていかれるような印象を持った町民が多かったような印象を持ちます。その事によって広聴活動というのが、どこかで歪んだとは申しませんが、本来のファシリテーターとは違う役割になってしまったのではないか、そこは僕は、町長の得意などろに弱点があるという事を横で見ていて心配していた者の1人であります。JR問題に関していえば例えば、本件に関してはいろんな方が興味を持っていますので、6月18日の今年の第2回の定例会で私が町長に、1市4町のJR検討会議がこれから行われますので、その時にSキップフローの復活、JR留萌線の深川駅での乗り換え時間を提案する意思がありますかと町長に聞いたところ、町長は近々1市4町のJR検討会議があるのでそこで提案するっていうようにおっしゃって頂きました。うそを町長がついたとは申し上げませんけども、実際にはその場では提案もしていないですし、その事に関する報告も受けておりません。神聖なる沼田町定例議会の議事録に残っている内容で、町長がこの会議で提案するふうに公言してくれたにも関わらず、この事に関して提案されずにそのままになって、むしろ本日の町長の冒頭のお話ではJR留萌線のバス転換の対策を提案するような要請もしているということで更に留萌線が廃止するような方向のような議論に向かうような色すら感じました。本件に関しては、沼田町の商工会、自治振興協議会、PTA連合会、東京沼田会、また長生クラブの皆様、又は労働力を確保したい誘致企業の方々も非常に注目しているというふうに私も直接伺っております。その事に関して、やはり国がちょっと腰を引いているようなところ、道が腰を引いているような事に関しては、なかなか厳しいところがあるんじゃないかなと、確かにその安心センター、コンパクトエコタウン、町長のアイディアが入っていろいろなところに記録されているという事は私も知っています。でもそれもやはり、国の大きな土俵の中の一部分なんですね。そこはやはり、国の土俵も大切にしなきゃいけないし、国から補助金をもらうことは全く税金を払っている我々は胸を張ってどんどんどんどん国からお金をもらったら良いと思います。ただ、やはり国の土俵から半歩でも離れたところでも、我々は国に対してものを申すような立場が必要ではないかなと申し上げたいところでございます。あと町長が冒頭で合理化に対しての議論をおっしゃってましたが、たしかにコスト意識が高いという事は、政治手法としてはある意味見習うべきところもあると思います。今日も午前中に高田副議長の方から申してましたけど、2017年の沼田町の実質公債費率は1.1%ですし、財政健全化これは町長の就任前からの皆さんのお苦労もあって町長が一層踏襲したにも関わらずここまで結果を出している。ここも、勿論私も評価させてもらっています。ただ、そのことによってもうちょっと折角の財源を使うべきところがあったのではないかという議論がまさしく先ほど申した、例えば子育て交流広場の使い方みたいなところで、我々も町長の言葉でいう論議をさせていただいたつもりでございます。

お金があるから貯めるのではなくて、町民がいるからお金を使う、国があるから国に税金を払うのではなくて税金を払っているから国からお金をもらうその時に根拠になるのは町民のニーズであり、町民に対する説明責任ではないかなと考えますが間違っているでしょうか町長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）いろいろおっしゃったので何を答えたらいいか、最後の事だけで、まあその前に私はファシリテーターの資格は持ってませんので考え方違いしないで下さい。いいですか。

○5番（久保元宏議員）ファシリテーション協会の会員か。

○町長（金平嘉則町長）そうです。あとで取り消して下さい。それで最後の方ですけどやっぱり町民意見というのは大切です。それは私も皆さんも同じです。それは無視はしていません私も就任以来そういう形で、本当に就任以来一番問題となつた病院の問題、無くすどうするかといった問題につきましては、これは一番の大きな問題でその当時のいろいろな懇談会にもたくさんおいで頂きました。いろんな今後の将来の不安とかいろんな不安をおっしゃる方がたくさんいました。医療がどうなるとか、福祉がどうなるとか、今後の介護保険どうなるとか、いろんな話が出ました。そういういろいろな出た話をですね今、我々としては政策に移して今、健康に対する意識をあげるとか、それから医療に対する意識を上げることによって、国保税も今年何年かぶりに下げました。介護保険も標準で100円しか上げなくてすみました。これはやはり、町民のニーズを聞きながら我々もきちんとそれに応える形の政策をしてきたからそんな結果が生まれて、これは将来我々も今、将来の皆さんのが払う国保税も削減しなければいけませんし、介護保険料も上げないような努力をしなければならない、これは我々のやることと皆さんのやって頂くことと、それぞれやって頂かなければならぬ事はやって頂く。で我々もやることはやる。お互いがやはりそれぞれの立場でやって頂くことによって町が健全とした財政の中で運営されていくという事で今、実質公債比率1.1と本当に数字的には、とんでもなく素晴らしいというか私が言うのもおかしいですけども、高田議員がそうやって言って頂いたので、その言葉を借りればですね今日の決算認定の中でも、その評価も皆さんから頂いています。久保議員も含めて。ですから、これは本当に我慢していただくことも事もあります。そういう中でこれは町政全体としては、やはりこの沼田町今3,200人弱でございますけども、この町は持続発展させていかなければなりません。そのためには、先ほどから何回も言いますけども使うべきこと、重点的にやるべきところと、そうやって色をきちんと持つていかないと何でもかんでもやってしまうと多分大変な事になってしまいます。と私は認識して今、町政を行っています。そういう意味ですから、まだまだ久保議員がおっしゃるようにですね、町民

の声を聴くのが足りないというのも私は十分に認識しておりますし、今後ともこの辺の意見をきちんとやはり、就任当時いろんな形で私がどんなことを発言し、どんなことでたくさん集まつていただきました。まあそんなことで今、途中で病院問題いろいろあって何とか一段落しましたので、今後ともいろんな意見を聞きながらやるというのは、私だけでなくて役場ここにいるスタッフも含めてですね、課長さん達もやはり、そういった認識でいますので、それは役場全体として議員さんの意見を聞きながら、そして町民の意見を聞きながら、この町政をやっていって皆さん町民一丸となって、この町を素晴らしい町にしていかなければならぬと私は思っていますので、そういった意味でまた、いろいろな論議をするし皆さんの意見を聞くような町政が必要だなと思って、それは久保議員も私も同じ考えだというふうに思っています。

○5番（久保元宏議員）JR問題については。

○町長（金平嘉則町長）JR問題は、質問に無いのであれですけども、ですからこれは前にもお答えしましたけどもJRの問題につきましては、今後10年20年と安心して確かな交通機関、公共交通機関を確立したいというお話は前にもさせて頂いています。こういった論議をこれからきちっと出来るように環境を作っておりますので、皆さんとこの問題はしっかりと論議をさせて頂きたいと思ってます。

○5番（久保元宏議員）SKップフォーについては。

○町長（金平嘉則町長）あつ、たまたまその機会が無かつたのでちょっと、発言ちょっと逸してしまったので、今後またその辺の問題についても発言させて頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○5番（久保元宏議員）最後に、それでは多岐にわたって答えていただきましてありがとうございます。まとめなきやいけないので、政治手法に関してですね国の総務省とか、まあ大学の方で国立図書館とかで8つの項目に関して定点観測している。町長もご存知の件だと思うんですけどまあ、総務省がやっているから大学の先生が調べているから絶対だということも勿論ないんですけど、一つの目安として物差しとして、例えばこんなことがあります。先進的な政策に関する情報に敏感かどうか、もう敏感だと思います町長は。コンパクトエコタウンにてもいろんなところ持ってきておりますので、独自色のある新規政策を創り出す能力があるかどうか、まあこれも町長の言葉でいえば国の政策なんだけれど独自も足しているから、国のことろに記録が残っているのも町長の独自政策なんでしょうね。3つ目に町民のニーズに敏感であるか、4つ目に町民に解りやすく説明する能力があるかというようなことがなってますけど、この町民に対して解りやすく説明する能力があるかというこれが、より敏感にならなきやならないという全国のトレンドだと思います。5つ目に、

コスト意識が高いか、これが正しく町長が2回目のお答えの時にいただいた私はその合理主義者ではなくて、まあコスト主義者といいますかスクラップをしながらビルドもするという事だと思うんですよね。そして6番目に職員全体に高い使命感があるか、まあ役場の職員ということだと思うんですけど、そして7番目に迅速な意思決定ができるか、8番目に変化に柔軟に対応できるか、まあ総じてこの7、8っていうのはスピード感だと思って、これに対しては冒頭評価させて頂いたということなんんですけど、本日、金平町長と私とのやり取りで、政治手法について議論して、この8つに限ってという事なんですけれど、この問題点に関していえば町民のニーズに敏感であるかということと、町民に対して解りやすく説明する能力があるかということに関しては、もう少し町長に踏み込んで頂きたいなということを私は確認出来ました。この件に関して、町長のこれからのお考えを述べて頂いて最後の質問としたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この病院の問題についてですね、議員の皆さんからコンパクトタウンの事業費も含めてですね、病院の問題について本当に議員の皆さんからですね、丁寧に回数を多くして説明してほしいという話がございました。それなりの資料も昨年ずっと作ってですね、各地区を回って説明をさせて頂きました。で、あれは議員さんどう思ったか分かりませんけども、本当に親切丁寧に私どもは説明したつもりです。で、きっちと認識して頂いて、本当に協力して頂いています。町民の皆さんには。そういった意味では十分にご理解頂いた、まあ100%か私はその辺検証しませんので、議員さんが言うんだったら、まあ議員さんの中ではそれは不十分だったのではないかという疑念が持っているかもしれません。でも、説明責任とそれから説明の分かりやすさについては我々は十分に配慮し、そして資料を作つて説明してきたつもりです。ですから、これは今後ともやっぱりこの言葉を大切にしながらですね、私の政治姿勢としては大切にし、そして皆さんと共にですね歩む町政も今後ともしていきたいと考えています。よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）はい、どうもありがとうございます。

○議長（渡邊敏昭議長）町長それでよろしいですか。

○町長（金平嘉則町長）あつ、そしたら、この機会を借りまして私どもも本当に、私の今回の中でですね、いろいろな事をお話ししなければならない時期でございましたけども、まあ個人的に先日うちの母が亡くなりましてですね、ちょっとそんな状況でございません。ですので、私どもとしても今、ちょっと気持ちの整理をつけた段階で、しかるべき時にですね今後のことについてもきっちと皆さんに説明できるような決意を述べさせて頂く機会を持ちたいと思っておりますので、又きっちとした議論をさせて頂きたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願ひいたします

す

○5番（久保元宏議員）以上で終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、ここで暫時休憩をとります。14時25分まで休憩を取ります。

14時15分 休憩

14時25分 再開

(一般議案)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。日程第9。議案第70号。平成30年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第70号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。平成30年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算第9号1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算第9号。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,148万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億553万1千円と定める。2項省略致します。地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。平成30年12月19日提出、町長名でございます。11頁をお開き願いたいと思います。11頁歳出でございます。2款総務費1項1目一般管理費18節備品購入費、庁用器具費の増、16万9千円でございます。これは職員用の机椅子の購入費であり、新年度に向け、必要分の補正増でございます。3目OA管理費11節需用費14万8千円の増額は、プリンタートナーアイソクの購入費。13節委託料81万3千円の減額補正、1つ目にマイナンバー制度システム制度委託料でございますが、当初各自治体においての対応が必要と判断し、予算計上しておりましたが、ベンダーでの対応が可能となったことから、改元するものであり、2つ目の第4次LGWAN対応システム設定変更委託料は、地方公共団体のネットワークシステムでありまして、災害時の複数機線化及び利用業務量増加により、庁舎内のネットワークシステム変更に係る委託業務の計上でございます。17目スコレセンター費447万円の増額でございますが、13節委託料、施設管理委託であり内訳につきましては、冬期間の除雪や夏のイベント準備などに使用致しますホイールローラーのエンジン故障によります中古エンジンの載せ替え修理費と大浴場給湯配管の漏水修理に係る補正でございます。19目移住定住応援費1

9節負担金補助及び交付金 855万円の増額であります。住んで快適暮らして満足移住定住応援条例に基づきます持ち家住宅奨励金の増額であります。行政報告にも記載致しましたが、本年度は子育て世帯含む 8 件の新築と中古住宅 6 件とを見越み、必要額を補正するものでございます。12 頁をお開き願います。24 目ふるさと応援費 1,574 万 7 千円の増額補正、ふるさと納税関連経費でございます。行政報告にも記載致しましたが、11月 25 日現在で、4,000 万程昨年より多く寄付を受けております。これらの寄付に対応する返礼品の他、必要となる費用を補正するものでございます。4 項選挙費新設の 2 目知事・道議会議員選挙費 165 万 4 千円の計上でございます。来春の地方統一選、知事・道議選 3 月中に必要となる経費の計上でございます。13 頁をお開き願います。同じく新設 3 目町長・町議会選挙費 69 万 5 千円の計上でございます。3 月中に必要となる費用の計上でございます。5 項統計調査費 1 目統計調査費 5 千円の増は各種調査委託金決定に伴います決定でございます。3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費 204 万円は冬期間を迎える、燃料単価の高騰であることから、町民税非課税均等割のみの世帯で公共料金の滞納がない高齢者世帯などを対象に、12 月 1 日現在の実勢単価 100 リットル分を助成する為、計上するものでございます。3 目介護支援費 28 節繰出金 4 万 8 千円の増額は介護保険特別会計の繰出金であり、職員人件費給与改正に伴います増額補正でございます。14 頁をお開き願います。7 目高齢者医療費 19 節負担金補助及び交付金 76 万 2 千円の増額補正でありますが、広域連合からの平成 29 年度後期高齢者療養給付費市町村負担額確定通知による補正でございます。28 節繰出金 192 万 1 千円の減額補正是広域連合からの通知によります後期高齢者医療特別会計の繰出金であり、事業区分ごとでは、保険基盤安定負担金で 164 万 4 千円、広域連合事務費で 27 万 7 千円の減額補正でございます。2 項児童福祉費 5 目子育て交流広場費 18 節施設設備品購入費 450 万円の増額補正是子育て交流広場での遊具などの購入費の増額であり財源につきましては、大口であるふるさと寄付を頂きました 4 件分を充当することとしてございます。4 款衛生費 1 項 7 目乳幼児等医療費 20 節扶助費未熟児養育医療費 30 万円の増額補正につきましては対象事案があった場合に迅速に対応出来る様、予算措置するものでございます。9 目暮らしの安心センター費につきましては、予算の組み換えでございます。15 頁をお開き願います。2 項清掃費 2 目塵芥処理費 450 万 2 千円と 3 目し尿処理費 232 万 4 千円の減額補正是北空知衛生センター組合の負担金確定に伴います補正でございます。6 款農林水産業費 1 項 4 目農地費 5 万 5 千円の増額補正につきましては、農地所有権移転に伴います嘱託登記料でございます。9 目農産加工場製造費 496 万 8 千円の減額補正でございますが 14 節使用料及び賃借料 26 万 8 千円の減額はトマト収穫機借上料の改元であり、16 節原材料費 600 万円の減額は加工用トマトの入荷が計画比 7

割程度となったものによるもの。17節公有財産購入費130万円の計上は隣接致します北海道所有の土地488.72平方メートルの購入費であり、繁忙期の運搬車両などの駐車場及び冬期間の雪の堆雪場として使用する為計上するものでございます。16頁をお開き願います。13目就農支援実習農場運営費につきましては、予算計上時の見込みより、農業実習生が少ないとことによります予算の組み換えでございます。8款土木費3項1目河川総務費13節委託料3万8千円の増額補正であります。これにつきましては、7月4日の大雨時に要した巡回臨時操作に伴うものであり、同額を歳入で見込んでいるところでございます。9款消防費1項1目消防施設費19節深川地区消防組合負担金の減365万6千円であります。前年度繰越金の確定と給与改正に伴います額などを整理し補正するものでございます。17頁をお開き願います。2目防災費、予算の組み換えでございますが、当初予算で18節備品購入費、執行残分をですね、需用費に組換え備蓄食料、ランタンなどの備蓄資材として購入する組み換えでございます。10款教育費1項2目事務局費でございますがスポーツ文化振興助成金28万5千円の増額であります。年度末までの執行額を見込み増額するものでございます。5項3目体育施設費11節需用費103万円の増額補正は修繕料でございまして消防施設整備点検で指摘を受けました消防ポンプバッテリーの交換及び遠赤外線暖房機修繕4台分などを見込み増額するものでございます。12款諸支出金1項4目振興基金費25節積立金437万円につきましては町有地3件分999.06平米でございますが、これらの土地売買代金を振興基金に積み立てるものでございます。18頁をお開き願います。5目ふるさとづくり基金費25節積立金2,000万円の増額につきましては、寄附金が順調に推移したことから増額するものでございます。13款職員費1項1目職員費480万7千円の補正は当初予算編成時より職員の配置や給与改正などを基に年度末までの給料、手当、共済費などを見込み補正するものでございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税1,556万6千円の増額であります。今回提案しております歳出予算とその財源を見込み不足する額を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。14款使用料及び手数料2項3目農林水産手数料5万5千円は6款農業費で説明申し上げました嘱託登記料の計上。15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金5節未熟児養育医療給付事業負担金9万8千円につきましては、歳出3款民生費で説明致しました未熟児養育医療費の国庫対象額の2分の1の計上でございます。16款道支出金1項1目民生費道負担金4節後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金123万3千円の減額につきましては歳出3款民生費で説明致しました後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の減額の4分の3の減額計上でございます。8頁をお引き願いたいと思います。7節未熟児養育医療給付事業負担金4万9千円につきましては国費で

説明致しました対象額の4分の1の額でございます。2項2目民生費道補助金1節社会福祉費負担金50万円につきましては3款民生費でご説明致しました福祉灯油に関わる財源と致しまして地域づくり総合交付金の計上でございます。3項1目総務費委託金4節統計調査委託金5千円の補正につきましては各種統計調査委託金の決定による補正でございます。5節選挙委託金165万4千円は知事・道議選挙に係る歳出補正で説明致しました同額の計上でございます。2目土木費委託金3万8千円は歳出8款土木費で説明致しました樋門樋管委託料と同額の計上でございます。17款財産収入2項1目不動産売払収入437万円は歳出12款で説明致しましたが町有地3件分の土地売払収入でございます。9頁お開き願いたいと思います。3目生産物売払収入440万円の減額につきましては、農産加工品売払収入の減でございまして、加工用トマト原料の減によります製品減などを考慮した減額でございます。18款寄附金1項2目総務費寄附金歳出12款諸支出金1項5目ふるさと寄附で説明致しました指定寄附金の増額計上でございます。19款繰入金1項2目振興基金繰入金3,518万3千円の減額は当初予算段階で子育て交流広場に係る整備財源として計上しておりましたが、過疎債充当が可能となり減額するものでございます。3目ふるさとづくり基金繰入金2,091万7千円の減額につきましても、子育て交流広場に係る財源として充当していたものを過疎債充当が可能となったことから減らすものと併せまして今回提案致しております備品購入費450万円を差し引き補正減するものでございます。6目社会福祉基金費繰入金154万円は3款民生費福祉灯油代助成事業として財源として充当するものでございます。13目青少年スポーツ文化振興基金繰入金8万8千円は10款教育費スポーツ文化振興事業費として充当するものでございます。10頁をお開き願います。14目移住定住応援基金繰入金855万円につきましては歳出2款でご説明申し上げました持家奨励への財源として充当するものでございます。21款諸収入4項5目雑入14節雑入10万4千円の増額は歳出4款衛生費で説明致しました未熟児養育医療徴収金でございますが、これにつきましては執行があった場合、町の施策により、対象家庭から徴収することなく、乳幼児医療費から公金の振り替えとして処理するものでございます。22款町債1項5目民生費6,060万円の計上でございますが、前段も触れましたが、子育て交流広場整備事業に過疎債充当が適正となったことから計上するものでございます。3頁にお戻り願いたいと思います。3頁下段、第2表、地方債補正。追加でございます。起債の目的、子育て交流広場整備事業。限度額、6,060万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載の方法でございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせて頂きます。よろしくご審議の程、宜しくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）7番。鵜野です。15頁農産加工品加工場製造費600万減について、質問させて頂きたいと思います。このことは多分、加工用トマトの原料が採れなかったからこういう風になったのかなと風に思うんですけども、今年度のトマトの収穫目標に対してどれくらいのマイナスだったのか、昨年この原料費でどれ位出していて今年度はどれ位だったのかということで状況についてお伺いしたいと思います。

○1番（高田勲議員）関連。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番。高田です。今、鵜野議員からご指摘あったように加工用原材料の現勢より600万の歳出減額補正が入ってございます。仕入れが600万少なかつたということだと思うんですけども、一方ですね、歳入の方で、生産物売扱収入、9頁ですが440万円しか減額になっていないんですね。原材料600万減っていて、売るものが440万円しか減っていないという、この辺の差異をちょっとご説明頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、回答お願いします。

○農業商工課長（横山茂課長）今程のまず質問に対しまして、昨年とどの様に違ったのかというそんな状況で宜しかったでしょうか。

○7番（鵜野範之議員）実際、予定数がどれ位取れなかつたのか。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。昨年の実績につきましては、306トンという状況でございまして、今年は310トンを目標に進めていたところですが、最終的に夏の旬で言いますと189トンという結果に終わりました。そういう状況から約110トン程ですね予定よりは少なかつた状況に至っている状況でございます。それから、収入との差についてということでございますが、現状、この予算上では、440万の減額ということで掲載をさせて頂いておりますけども、トマトの収入分、いわゆるジュース分ですね、ジュース分の試算で言いますと、約1千万円程の収入減が予定されております。一方でプラスの要因もありまして、ピューレ等、今年度ですね予定以上に増やせる出荷をですね、早めると言ったほうがいいんですかね、そういう部分での差引で440万の収入減と言うようなことで計上させて頂いております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）トマトの加工品が最終的には予定より110トン少ないと

いうことで多分この関係については農家が結局、収入が減っているんですよね。これ来年に結びつける時に、原料が少なかったから少なかったという支払、それはもう当然そうなんですけども、農家の場合の水稻だったら共済金だと何かである程度9割まで補填していくだとか、色んなことである程度の補てんをしながら来年度の生産に繋げていける訳なんですけども、少ないからこれだけの600万のマイナスでそのまま突っ走ってしまうと、来年生産してくれる農家300トン目指してってどうなんでしょうね。これでいいんでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長） 答えられることがありましたら。課長。

○農業商工課長（横山茂課長） 今の段階で、お答え出来る内容については、限られるかもしれません、ご質問にあるように心配をなされているのは我々も同じでございまして、何とか来年、栽培をして頂けるようなそういう策についてですね、対応策につきまして、検討させて頂いて、何らかの方策を提示出来ればなという風に思っています。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長） はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員） 是非、何か対策打たないと、来年なかなかそういった部分で確保しにくいのかなという風に思いますし、昨年度とか一昨年についてでも、この分野についてはプラスになっていながらある程度こういうプラスの時に農家にある程度プラスの還元をしたらということの中で進んできたんだけれども、なかなかそういったことがなくて、今度はマイナスの時はマイナスのままというのは、あまりにも酷いのかなという風に思いますんでそこら辺の手厚い対策の方をよろしくお願ひしたいなという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長） 他にございませんか。はい。高田議員。

○1番（高田勲議員） 1番。高田です。どうも何かよくわからないんだけども、例えば、食堂で600円仕入れを減らしたんだけれども、売上げは440円減らないよというイメージにしか僕は取れないんですよ。多分、トマトジュースを作る部分では1,000万円位のダメージはあるっていう風なことなんで、その他に多分委託製品とか、加工場色々やってますんでね、それらで500万強のそういう事でその他の商品でジューズ以外の商品で、500万強のリカバリーが出来るっていう解釈でいて、議員としていて宜しいのかということを聞きたい。

○議長（渡邊敏昭議長） はい。課長。

○農業商工課長（横山茂課長） はい。今ご質問あったような内容で、宜しいかと思います。

○1番（高田勲議員） 良いです。

○議長（渡邊敏昭議長） 他にございませんか。はい。長原議員。

○6番（長原誠議員） 6番。長原です。同じく農産加工場製造費で17節の公有財

産購入費 130 万あるんですけども、これ加工場の東側に 148 坪道有地を買ったと説明があったんですけど、これ何か加工場の関連で建てる予定があるのか、また、あの、あるいは道からこういう持ちかけがあったのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）場所的にはですね、今の工場の建物から明日萌さんの近くの建物の続地といいますか、加工場とも隣接しておりますが、その土地でありまして、その土地につきましてはですね、元北海道の方から買わなかという話が数十年前からあったところでございまして、現在、町といたしましても、ずっと買わぬで来たところでございますが、北海道の方でも財産処分したいという思いと、後、町としても今ほど説明申し上げましたが、雪捨て、あるいは運搬車両だとか、繁忙期のその様な部分で利用したいと言う様なことで、今回、予算を上げたところでございます。なお、この価格につきましては、十数年前の評価額でございまして、実際に北海道から言われているのは、町が購入予算を持った時、本日の補正になりますが、この以降に再評価をして、ですので十数年前により若干高い土地になっていると私自身は見ていますが、再評価をした中で、実際の販売価格が決まるというようなことになっております。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。

○6番（長原誠議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 70 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第 10。議案第 71 号。平成 30 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）議案第71号。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第3号の1頁をお開き下さい。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第3号。平成30年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,364万3千円と定める。2項については省略させて頂きます。平成30年12月19日提出、町長名でございます。それでは6頁の歳出をご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、給与改正分の増額分と育児休業に伴う減額分を整理して臨時職員の社会保険料不足分を加えて給料手当、共済費合わせて42万9千円を増額しております。7節賃金についてですが、育児休業や臨時職員の病気療養に対応する為、臨時職員を増員かけた事から200万円程増額計上したものでございます。2款事業費1款事業費1目事業費でございますが、11節需用費につきましては重油代の高騰に伴い燃料費を181万2千円増額しております。次に歳入でございましが、5頁をお開き頂きたいと思います。1款分担金及び負担金1項負担金1目老人福祉費負担金でございます。1節老人福祉費負担金については入院患者さんの減少に伴い各種加算の増額を見込める事から事務生活費それ合わせて424万1千円を増額するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11。議案第72号。平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）議案第72号。平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をご覧下さい。平成30年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,394万2千円と定める。2項については省略致します。平成30年12月19日提出、町長名でございます。6頁をお開き願います。6頁歳出。1款総務費1項1目一般管理費540万円の減額。2節給料41万4千円の増は、給料改定による増額です。7節賃金62万6千円の減は、臨時介護職員退職による補充出来なかった分を減額しております。11節需用費42万7千円の増は燃料費の高騰による増額と修繕料が現段階で予算分に近づいていることから危険分として計上しております。25節積立金561万5千円減は今年度6月より5か月間ですけども、準個室化の工事を行いその間1部屋から2部屋分の利用者の部屋を開けなくてはならなく、その期間の入所を制限したことにより介護報酬が減額となった為、その補てん分として積立を減額し、財源に充てております。2款事業費1項1目事業費60万円の減額です。11節需用費60万円の減は先程説明しました入所者を制限したことにより食事の賄材料費を減額したものです。5頁に戻りまして歳入を説明致します。1款介護サービス収入1項1目老人福祉施設介護報酬収入1節介護収入と2節介護収入等利用者負担金は先程説明しました入所者を制限したことによる減額を計上しております。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聰議員）4番。小峯です。入所者の制限と言うのは具体的にどういう事なのかと。臨時職員減ったのは何名かという具体的にお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）はい。個室化をするときに部屋を全部改修するので、その部屋に人がいては工事が出来ないので、その分部屋を減らさなくてはいけないということで空室の部屋を作ったと。工事の為による個室です。あと、臨時職員

については1名分です。

○4番（小峯聰議員）はい。わかりました。

○議長（渡邊敏昭議長）小峯議員、宜しいですか。

○4番（小峯聰議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12。議案第73号。平成30年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（森田秀幸施設長）議案第73号。平成30年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成30年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊平成30年度高齢者グループホーム特別会計補正予算第2号の1頁をご覧下さい。平成30年度高齢者グループホーム特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,399万3千円と定める。2項については省略致します。平成30年12月19日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明を終了します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に

入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第73号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13。議案第74号。平成30年度沼田町介護保険特別会計補正予算を議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第74号。平成30年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成30年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町介護保険特別会計補正予算第2号の1頁目をお開き願います。平成30年度沼田町介護保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,468万3千円と定める。2項を省略致します。平成30年12月19日提出、沼田町長名でございます。歳出から説明致します。6頁をお開き願います。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節の需用費3万2千円の増ですが、公用車の燃料単価の値上がりによります不足となる額を3万7千円増額し、消耗品費、修繕料の不要となる見込額を減額とするものでございます。2項徴収費1目賦課徴収費11節需用費の2万6千円の増につきましては、介護保険被保険者証の在庫不足によります印刷製本費を増額とするものでございます。3項1目介護認定審査会費12節5万8千円の減につきましては、介護認定審査に係る主治医意見書作成料の件数減少によります減としてございます。7頁をお開き願います。4款地域支援事業費2項1目包括的支援事業・任意事業費19節負担金補助及び交付金3万2千円の減につきましては北空知で取り組んでおります認知症サポート医研修に係る費用の負担金の減によりまして減額するものです。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費11節需用費3万3千円の増につきましては公用車の燃料単価の値上がりによる不足額を見込み3万6千円の増とし、修繕料の不用額を見込んで減額とするものです。6款1項1目職員費4万3千円の増につきましては1人分の給与につきまして給与改正に伴い増額とするものでございます。続きまして歳入についてですが、5頁をお開き頂きたいと思います。2款国

庫支出金 2 項国庫補助金 4 目保健機能強化推進交付金につきましては、介護保険法の改正により国が市町村等に対し自立支援重度化予防の取り組みを支援する為、交付金を交付することとされたもので、新たに科目を設置するものです。6 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 4 万 3 千円の増につきましては、歳出で説明致しました職員費 4 万 3 千円の増額に係る財源について増とするものでございます。以上、説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 74 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第 14。議案第 75 号。平成 30 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第 75 号。平成 30 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成 30 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成 30 年 1 月 19 日提出、町長名でございます。別冊の平成 30 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号 1 頁目をお開き願います。平成 30 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号。平成 30 年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6,750 万 1 千円と定める。2 項省略致します。平成 30 年 1 月 19 日提出、町長名でございます。歳出から説明を致します。8 頁をお開き下さい。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、13 節委託料 3 万円の増につきまして共同電算処理委託料の件数の増加に伴い増額し、9 節の旅費、11 節の需用費をそれぞれ減額するものです。2 目連合会負担金 27 万円の増額ですが、国保連合会負担金として増額するものですが、今年

度の国保制度改革に伴い国保事業報告システムの改修費用であり、全額国の特別調査交付金が道から通じて国保給付費等交付金の特別調整交付金として交付されるものです。2款1項保険給付費1目療養諸費599万7千円の減につきましては、手数料3千円の増につきましては審査支払手数料の不足が見込まれる為、増額とし、19節負担金補助及び交付金の600万円の減は療養給付費の今年度の支出を見込み減額するものです。2目高額療養費660万円の増につきましては、高額となる疾病的発生が見られ、高額療養費の支出が増えていることから予算額の不足を見込まれる為、増額補正とするものです。続きまして歳入について説明致します。7頁をお開き願います。2款道支出金1項1目保険給付費等交付金87万3千円の増額ですが、1節普通調整交付金につきましては歳出の保険給付費の増額分と同額60万3千円を増とし、2節特別調整交付金につきましては国保連合会負担金として支出するシステム改修費27万円についての増額とするものです。以上、説明とさせて頂きます。宜しくご審議の程お願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第75号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15。議案第76号。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第76号。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号1頁目をお開き願います。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。平成30年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによ

る。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,489万1千円と定める。2項省略致します。平成30年12月19日提出、町長名でございます。6頁をお開き頂きたいと思います。歳出から説明を致します。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金114万9千円の増額補正ですが広域連合への納付金の内、事務費負担金につきましては前年度負担金額の確定に伴い精算によって減額となることから27万7千円を減額として保険料負担金につきましては例年10月に広域連合によって保険料の見込額が示され、当初予算としているものですが、当初見込額が過少であった為、今年度の保険料賦課額を見込み307万円を増額とし、また、保健基盤安定負担金は当初推計の保険料軽減に係る対象者数及び軽減額が課題であったことから確定に伴い164万4千円を減額補正とするもの。続いて歳入を説明致します。5頁をお開き願います。歳入につきましては、歳出と連動して、歳出額と同額とそれぞれ増減としております。1款1項1目後期高齢者医療保険料307万円の増額は現年度分保険料の増額であり、歳出で説明しましたが、今年度の保険料賦課額を38万9千円と見込、増額とするものです。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は広域連合事務費の確定に伴い27万7千円を減額とするものです。2目保健基盤安定繰入金164万4千円の減額は保健基盤安定事業負担金の確定に伴い減額と致します。以上、説明とさせて頂きます。ご審議の程宜しくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第76号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16。議案第77号。平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第77号。平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第2号）の1頁をご覧頂きたいと思います。平成30年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億740万3千円と定める。2項省略させて頂きます。平成30年12月19日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明を終了します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17。議案第78号。平成30年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第78号。平成30年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成30年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年12月19日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）の1頁をご覧下さい。平成30年度沼田町水道事業会計補正予算第2号。第1条、平成30年度沼田町の水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通し頂き、省略させて頂きます。議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費1,048万3千円。平成30年1

2月19日提出。町長名でございます。10頁をご覧下さい。収益的支出でございます。本補正につきましては、人事院勧告に伴い職員給与手当等の改定分の補正でございます。1款水道事業費用1項1目総係費7万6千円の減額でございます。先程ご説明致しました人事院勧告によります改定分をそれぞれ給料手当、法定福利費等それぞれ整理したものでございます。以上、説明とさせて頂きます。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（人 事 案 件）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18。同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第4号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の意見を求める事について、現固定資産評価審査委員会委員であります生田忠幸氏の任期が平成30年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、推薦する方は、住所、沼田町字北竜207番地42。氏名、生田忠幸氏。生年月日、昭和31年7月1日生まれ、62歳。現在、1期目の委員としてご活躍頂いており、識見、人格ともに、正に適していますので、再任として提案申し上げます。平成30年12月19日提出。沼田町長名でございます。宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略

する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19。同意第5号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第5号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の意見を求める事について、現固定資産評価審査委員会委員であります大西晴彦氏の任期が平成30年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、推薦する方は、住所、沼田町字東予404番地。氏名、大西晴彦氏。生年月日、昭和38年11月21日生まれ、55歳。現在、3期目の委員としてご活躍頂いており、識見、人格ともに、正に適していますので、再任として提案申し上げます。平成30年12月19日提出。沼田町長名でございます。宜しくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第5号は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

(請願の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第20。請願第1号。日米物品貿易協定交渉に関する意見書提出を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明を省略致したいと思います。これにご異議ありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略する事に決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め。質疑を終結致します。これより討論に入れます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願については、採決を致します。お諮り致します。請願第1号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、採択すべきものとして決しました。ここで、一時休憩を致します。

15時24分 休憩

15時26分 再開

(日程の追加)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より意見案1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第21。意見案第4号。日米物品貿易協定交渉に関する意見書（案）についてを日程に追加する事に決しました。日程第21。意見案第4号。日米物品貿易協定交渉に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これにて平成30年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

15時27分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 渡邊敏昭

署名議員 大沼恒雄

署名議員 小峯聰